

過疎地域での新婚世帯の新生活を応援します！

中津市 結婚新生活支援事業補助金

市では、過疎地域の移住・定住支援として、過疎地域（三光地域・本耶馬溪地域・耶馬溪地域・山国地域）において結婚新生活を始める世帯に対し、新生活にかかる住居費、住宅リフォーム費、および引越費用等の一部を補助します。



主な要件

- ・令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻した夫婦
 - ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
 - ・夫婦の所得金額の合計が500万円未満
 - ・補助金の申請を行う時点において、対象となる過疎地域内（三光地域・本耶馬溪地域・耶馬溪地域・山国地域）に定住する意思があること
- ※その他要件は、補助要件該当フローチャートもしくはHPをご覧ください
※生活保護による住宅扶助や他の公的制度による家賃補助を受けている場合は、ご相談ください

対象経費

令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った以下の費用
①住宅の購入費 ②住宅リフォーム費 ③新居への引越費用
④家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

補助金交付額

夫婦共に29歳以下 **上限60万円** / 左記以外 **上限30万円**
※1世帯当たり（1,000円未満切り捨て）

申請方法

郵送または窓口へ持参 ※申請前に一度以下へご相談ください。

申請期限

令和7年2月28日

※期日に間に合わない場合や令和7年3月に入籍予定の方はご相談ください。

中津市 結婚新生活支援事業補助金

検索

※申請書類などは中津市HPまたは窓口にて入手してください

中津市役所 総合政策課（本庁舎3階）
住 所：〒871-8501大分県中津市豊田町14番地3
電 話：0979-62-9031（直通）受付／平日8：30～17：15
メール：sogoseisaku@city.nakatsu.lg.jp



補助要件該当フローチャート

